

伊達市有害鳥獣被害防止対策費補助金を申請される皆様へ

下記についてご確認のうえ、申請をお願いいたします。

□対象者

伊達市に住所がある方

□対象資材

鳥獣被害防止対策に要する機器及び部材

例) 電気柵、ワイヤーメッシュ柵

□補助率

総事業費の 1/2 以内 (上限 50,000 円)

□事業の流れ・必要書類

①補助金等交付申請書提出 (申請者→市)

★申請時に提出が必要な書類

- ・補助金等交付申請書
- ・見積書 (押印必須)
- ・身分証明書の写し
- ・通帳の写し
- ・ (施行場所の番地が不明の場合) 設置場所位置図

②補助金等交付決定通知 (市→申請者)

③事業実施 (申請者)

④事業完了報告 (申請者→市)

★事業完了後に提出が必要な書類

- ・領収書 (押印必須) の写し
- ・設置後 (年度内の設置が難しい場合、資材納品) 写真
- ・補助金請求書 (押印必須)

⑤完了検査 (市)

⑥補助金請求 (申請者→市)

⑦補助金支払い (市→申請者)

□その他

- ・過去に伊達市の補助事業を活用して侵入防止柵を設置したことがある方はお申し出ください。設置後 5 年以上経過している場合のみ申請を受け付けます。
- ・申請年度内に事業完了をお願いします。
- ・交付決定後に事業内容の変更が生じた場合は速やかにご連絡ください。
- ・申請年度内に資材の設置が困難な場合はあらかじめご相談ください。
- ・資材は補助金等交付決定後に購入してください。交付決定前に購入した資材は補助対象外とします。
- ・事業完了後 5 年間は資材等の適切な管理をお願いいたします。